

○総務省令第三十六号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行に伴い、地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令（平成八年自治省令第七号）は、廃止する。

附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。